

前文

ブルセラ症は家畜伝染病予防法における「家畜伝染病」（法定伝染病）に指定されています。わが国では、いずれの対象家畜においても細菌学的検査で菌が分離される例は数十年にわたり発生しておらず、血清学的検査による抗体陽性家畜の摘発が、主たる防疫手段として用いられてきました。

牛においては本症の清浄性が確認され、血清学的検査は現在 ELISA 法に一本化されています。一方、牛以外の家畜においては急速凝集反応法、試験管凝集反応法、補体結合反応法による検査が行われてきましたが、ブルセラ急速診断用菌液の製造・販売中止により 2022 年 4 月以降は急速凝集反応法が実施できなくなったため、試験管凝集反応法および補体結合反応法により検査が行われているところです。

ブルセラ症の診断にかかる検査の手順や診断基準は、病性鑑定マニュアル（農林水産省消費・安全局監修、全国家畜衛生職員会発行）および検査用抗原（農研機構製造）の使用説明書に記載されています。しかしながら、これまで血清学的検査に供された検体の大多数は、最初に行う検査である急速凝集反応法で感染が否定されてきたため、この検査が陽性だった場合に行われる試験管凝集反応法および補体結合反応法の経験が豊富な検査担当者は多くありません。

そこで、全国の家畜保健衛生所等において、これらの検査が適切かつ統一された手技で実施可能となるよう、詳細な手技や注意すべきポイント等を分かりやすくまとめた検査マニュアルを作成しました。本マニュアルを病性鑑定マニュアルおよび各製品の使用説明書と併用し、ブルセラ症の試験管凝集反応法、補体結合反応法による診断に活用していただけることを願っております。

【参考文献】

三浦ら. (2022) 種豚の血清を用いたブルセラ症の試験管凝集反応試験及び補体結合反応試験. 日獣会誌. 75. e150~156.

<https://doi.org/10.12935/jvma.75.e150>